

監獄協會雜誌

第參拾參卷
第拾貳號

明治二十一年五月創刊 每月一回二十日發行

(十二月二十日發行)

歲末の辭

論說 監獄行政の救済手段を論ず

典獄寺崎勝治 (五)

統計 大正九年十月申入出監並月末在監人員表外三表

K T 生 (三)

評論 評語

甲 突 生 (二七)

譚叢 協會雜誌の改良に就て

眞趣齋學人 (二四)

時事だより

監獄局 藤井藤藏 (二九)

指紋法の研究 (承前)

大阪 荻屋哲公 (三)

寄書 酒量と罪質の關係附禁酒指導法

金澤 石崎貧樂生 (三七)

監獄衛生雜感

典獄有馬四郎助 (四)

予は看守諸君と語る (四三)

秋田 渡邊圓流 (四五)

雜纂 東北監獄巡遊記 (三)

大阪 荻屋老龜 (四七)

藥籠 (三)

通 信 富山分監落成式外一件 (五)

通 信 富山分監落成式外一件

□彙報 □會報 □廣告

(五)

歲末の辭

歲華流るゝが如く上章渚灘年云に徂かんとして内外多事、國策の轉た繁雜なるを覺ゆ。

顧みれば大戰既に終を告げて茲に二年、戦後の經營に屬する國家的設備茲に社會の大勢に順應すべき改造的諸種の施設に就ては、未だ其一端をだに實現するに至らずして人事日に月に複雑に赴き、財界の不振は延て人心の波動を來し、精神界物質界共に混沌たる状態にあり、而も教育の弛緩、風教の頹廢、公德心の消耗、享樂主義の浸潤等觀じ來れば悉く是犯罪の因子ならざるはなく、獄界正に多事ならんとす、職に司獄の官に在る諸君は其重任を懷ひ一段の覺悟を要すべきはもとよりなるべし。

更に監獄界に於ける既往三百餘旬の行刑事務を觀るに、獄政全體の氣運、施設の暢達は正に順調に向ひ、不詳事の如き前年に比して大差なく、殊に職

員に久しく不安と迫害を加へたる生活問題も、四月に入りて株式の暴落に其端を啓き、物價次第に低落して今や順次に生活の安定を見るに至らんとするは、大に慶すべきことなりとす。

次に本會の事務に就ては、徒に計畫多くして實行之に伴はず、更に報聞に値するものなく、顧みて深く晷晷たらざるを得ざるものあり、而して此事たる經濟的事情其一因を爲すが故に、此點に就ては偏に大方の同情を乞ひ、一面吾人努力の足らざる點を深謝せざるを得ず。

其他周歲執り來りたる施設等に就ては特記すべきものなきも、鳳曆改まると共に吾人は本誌に稟告を爲せるが如く、心意を刷新し會員諸君の援助を得て、先づ本誌の形式竝に内容の充實に努め、更に眞摯、適正、忠實なる滿腔の赤誠を提げて斯界の爲め微力を效さんとす、時下沍寒の候、邦家の爲め切に會員諸君の自愛を祈り、以て歳末の辭となす。

監獄協會雜誌第參拾參卷第拾貳號

監獄行政の救済手段を論ず

典獄寺崎勝治

本論を左の如く分類して書いて見やうと思ふ

第一節、緒言

第二節、情願の意義

第三節、情願の手續

第一、情願の豫告

第二、情願の聴取

第三、情願の進達

第四、情願の期間

第四節、情願の濫用

第五節、情願の裁決

第六節、結言

第一節 緒言

行政官廳の非違に依り權利又は利益を害されたものは之れを救済する手段として請願（註一）訴願（註二）行政訴訟（註三）を爲すことが出来る、而して此の救済手段は同時に行政の瑕疵を匡正する所の監督方法である。

註一、請願は憲法第三十條及び請願令に依り爲すことを得べき權利である、而して皇室典範、憲法の變更、裁判に干預する事は請願を許さないものである、議院法訴願法に依るべきものは請願令に依るべきものでない。

註二、訴願は行政官の不當なる處分を受けたものが訴願法に依り處分を爲したる官廳の上級官廳に處分の變更取消を求め以て其の不利を救済する手段である。

註三、行政訴訟は行政官廳の違法處分に依り權利を侵害されたるものが行政裁判所に對し其の處分の變更取消を求むる訴訟である。

論

而して監獄行政の救済手段は一般行政の救済手段と其の趣きを異にするのである、在監者は監獄の紀律に對して絶対服従の關係あること勿論であるけれども、司獄官吏の偏頗、誤解、濫用ありたる場合に於ては之れに對する保護救済の道がなければならぬ、抑も司獄官吏の在監人を管攝檢束するに宜く柔ならず剛ならず專ら至和至平であらねばならぬ、然るに往昔司獄官吏が殘虐酷薄の取扱を爲し監内をして慘狀を極めしめたことは史乘に散見する所である、故に司獄官吏の制壓を豫防し以て行刑の公正を保障し下情逼塞の惡弊なからしむる爲め情願の制度を設けたものである（註一、二、三、四）

（註一）普國內務省所轄監獄監則

（一九〇二年十一月十四日普國內務省令）

情願

第七十六條

一 行刑の方法（刑事訴訟法第四百九十條ノ規定ノ範圍ニ屬セサルモノニ限ル）監獄ニ於ケル處遇及懲罰ノ言渡ニ對スル情願ハ監督官廳ニ於テ之ヲ裁斷ス。情願ニ付テハ大臣ヲ最終審トス。

二 在監者情願ヲ爲スニハ自ラ情願書ヲ作り又ハ官吏ノ面前ニ於テ口頭ノ陳述ヲ錄取セシメテ之ヲ監督官廳ニ差出シ又ハ口頭ニテ監獄巡閱ノ縣事務官若クハ大臣ノ代理者ニ對シ情願ノ趣旨ヲ演述スルコトヲ得。

說

巡閱官ニ對スル情願ニ備フル爲メ書記ハ情願簿ヲ作り之ニ情願者ノ氏名ヲ記入シ置クヘシ。巡
閱官ニ對スル情願ニ付テハ囚人ヨリ其内容ノ陳述ヲ要求スルコトヲ得ス。

三 情願ハ處分ノ執行ヲ停止スル效力ヲ有セス。

第一百七十七條

一 縣事務官監獄ニ出頭シタルトキハ其都度情願簿ヲ提出スヘシ。縣事務官ハ情願者ヨリ其事由ヲ
聽取リ監督官廳ノ裁決ヲ求ムヘシ。

二 監督官廳ノ裁決ニ對シテハ大臣ニ抗告スルコトヲ得。

三 大臣ノ代理者カ監獄ニ出頭シタルトキハ情願簿ヲ提出スヘシ。代理者ハ情願ヲ申出テタル囚人
ニ就キ其陳述ヲ聽クヘシ。

四 情願者ノ陳述ハ最初先ツ監獄長又ハ他ノ監獄官吏ノ在ラサル所ニ於テ之ヲ聽クヲ通則トス。

五 謂レナキ情苦ヲ申出テタル囚人ハ監督官廳ニ於テ之ニ懲罰ヲ科スルコトヲ得。

(註二) 獨逸帝國自由刑執行法草案
司法部編纂

(千八百七十九年提出)

懲罰、情願權

第四十一條 刑ノ執行方法及懲罰ノ言渡ニ關スル情願ハ監督官廳之ヲ裁決ス。

中央官廳カ監督ノ任ヲ有セサルトキハ受刑者ハ情願ノ裁決ニ對シ上級監督官廳ニ抗告ヲ爲スコトヲ
得。

抗告ハ執行停止ノ效力ヲ有セス。

(註三) 獨逸聯邦
議會決議 自由刑ノ執行ニ關スル原則

(千八百九十七年十月二十八日決議)

情願

第三十九條 刑ノ執行方法及懲罰ノ言渡ニ關スル情願ニシテ刑事訴訟法第四百九十條ノ規定ノ範圍
ニ屬セサルモノハ監督官廳之ヲ裁決ス。最高監督官廳ニ於テ直接ニ監督ヲ爲ストキハ情願ニ對スル
裁決ハ終審ノ效力ヲ有ス其他ノ場合ニ於テハ情願ノ裁決ニ對スル抗告ニ付キ最高監督官廳之ヲ裁決
ス。

(註四) 獨逸監獄
協會提案 自由刑及ヒ保安處分執行法案

(千九百十三年議定)

處遇

第二十四條

一 在監者ハ執行ニ於ケル各個ノ處分殊ニ處遇及ヒ懲罰ニ對シ情願ヲ爲ス權ヲ有ス。但不服ノ存スル事故ノアリタルヨリ一週間ヲ經過シタル後提出シタル情願ニ付テハ裁決ヲ強要スルコトヲ得ス

二 數人共同ノ情願ハ之ヲ許サス

三 情願ハ執行停止ノ效力ヲ有セス

四 情願ハ刑事訴訟法ノ適用ヲ受クルモノヲ除ク外監督官廳之ヲ裁決ス

最高監督官廳カ直接ニ監督ヲ爲ス場合ニ於テハ情願ハ一審限リトシ其他ノ場合ニ於テハ最高監督官廳ノ裁決ニ對スル抗告ヲ裁決ス。(谷田博士獄制研究資料參照)

第二節 情願の意義

情願は行政行為に對する救済手段にして、法が在監人に附與したる一の權利である、法の規定に依り其の權利を行使することが出来る、典獄に對して情願を爲す場合は之れを面接と云ひ、巡閱官吏又は司法大臣に爲す場合は之れを情願と名けるけれども何れも行政行為に對する救済手段にして上官に對して其の不當を訴ふる方法に外ならぬ

情願は監獄官吏の處置が法令に違反したる場合なると法令に違反せざるも不當なる場合とを問はないのである、又受刑者の權利を害したる場合なると利益を害したる場合なるとを論じないのである、

苟も不服(反對陳辯)あるときは之れを訴ふることが出来る法意である、要するに監獄の作爲處分、不作爲處分に對する行政上の救済手段である

情願は (一)典獄に對する面接 (二)巡閱官吏に對する情願 (三)主務大臣に對する情願に分類することが出来る

第一、典獄に對する情願 在監者は監獄官吏の處置又は一身の事情に付き典獄に面接することが出来る、法文に面接とあるけれども監獄の處置に對し云爲する場合は一の情願であるから廣義に情願と解して良からうと思ふ

(一) 典獄の面會に申出づることを要するのである

毎週一回又は一回以上定められたる面接日に申出づることを要するものである、面接日を定めざれば晝間たると夜間たるとを問はず面接を申出づるものがあるから一定するの必要がある、偶々受刑者が監獄官吏と抗争したる場合などには至急典獄に面會したしと申づることがある、餘憤を洩らさんが爲めの面會に外ならぬ

(二) 監獄の處置に對して不服を申出づることを要するのである

司獄官廳の處置不法なるか又は不當なる場合に之れを典獄に申出づるものにして一の訴に外ならぬことは前に説明した通りである單純なる一身上の事由に付面接する時は情願にあらざるも、身的事由が監獄の處置と因果關係ありて而かも反對陳辯なるときは情願と認めねばならぬ

第二、巡閱官吏に對する情願

(イ) 監獄の處置に關するものたることを要するのである

(ロ) 其の不服なることを要するのである

(イ)(ロ)の事項は前に説明したから省略する

(ハ) 書面又は口頭に依ることを要するのである

一、口頭情願。口頭を以て陳ぶるものである

二、書面情願。此の情願に關しては如何なる形式を以てするか規定がない、然し司法大臣に對して爲すものと同じく書面に認むべきものと信ずるのである

第三、司法大臣に對する情願

(イ) 監獄の處置なることを要するのである

(ロ) 監獄の處置に對する不服なることを要するのである

(ハ) 監獄の處置に對する不服の趣意を記載したる書面を提出することを要するのである

(ニ) 口頭情願を許さるの法意であるか。司法大臣に對して口頭情願を爲すの規定なしと雖ども巡回に際し司法大臣が其の聴取を許容するに於ては之れを陳述することが出來ると信ずるのである

論

説

(一一)

第三節 情願の手續

第一、情願の豫告

一、巡閱官吏に對する情願の豫告、此の豫告ありたるときは典獄は其の氏名を情願簿に記載して置かねばならぬ

二、典獄に對する情願の豫告、此の豫告ありたるときは其の氏名を面會簿に記載し且つ其の順序に依り面會しなければならぬ

第二、情願の聴取

巡閱官吏が情願を聞くとときは監獄官吏を立會はせないのである、若し必要あるときは立會せしむることが出来る、監獄の處置に對して云爲する場合に其の官吏が立會するものとせば受刑者は十分に情願の趣意を陳述しないかも知れぬ、故に之れを遠ざけるのであつて情願の本旨を貫徹せしめむとする精神であらうと思ふ

第三、情願の進達

一、情願書は情願者をして封緘せしめ之れを進達するものであつて普通の信書の如く開披して檢閲することは出來ないのである

二、情願書は遲滞なく進達しなければならぬ

三、情願を記載する紙封筒及び之れに要する筆墨は監獄より在監人に給與すべきものであるか、又は自辨なりやの問題である、自辨すべきものであると思ふ、然し無資力のものには之れを給與するも差支ないと思はれる

四、郵便税は如何にすべきか、典獄より進達すべきものであるから監獄の負擔である

第四、情願の期間

一、情願書を認むべき期間は法令に規定がないから一年でも一ヶ月でも差支なきや、筆紙墨使用を許可せざる場合に於ては名を情願書の認めに藉りて事實上其の使用を爲すものがある、故に情願書提出を願出したる場合は相當の期間を定めて許可せざれば一年も半年間も記載して居ても制限することが出来ない、即ち情願の弊があるから相當の認め期間を定めて許可するのが至當である、曾て如此事例に際會したことがあつたのである

第四節 情願の濫用

情願者が眞に情願の必要ありと思惟する場合と左まで必要ないけれども情願に依りて何等かの利益を得んとする場合がある

一、刑期の誤算、取扱の違法其の他監獄の處置に不服なる場合にして典獄が之れを是認したるときは訴ふるに途がないから情願をするのである、此の場合に於ては眞の情願であらう

論

二、情願書は監獄官吏の開披を許さないから如何なることを認めてあるか判らない、故に彼等は之れを監獄官吏を恐喝するの武器に使用するのである、即ち彼等は監獄官吏に對し典獄に訴ふべしと云ひ情願すべしと云ひ以て自己の要求を容れしむる手段に供することが多いのである、如此奸計を弄するものは不良の受刑者にして普通の受刑者に見ないのである、或る不良受刑者は情願は例令却下になつても監獄官吏が注意を拂ふから幾らかの利益があると云つたことがある、それから普通の受刑者は情願書など提出せば「ニラマレル」と思ふのか出さないやうである

情願が虚構の事實なる場合は(一)誣告罪を構成することもあり又(二)犯則事犯となることもある、其の實例としては虚偽の情願を爲したる者を懲罰事犯として罰したことがある。

第五節 情願の裁決

一、司法大臣の審決

司法大臣は情願を審査し決裁を爲したるときは之れを情願者に告知すべき旨の規定があるけれども他に何等の規定がないのである、思ふに司法大臣は情願者の情願を理由ありと認めたるときは典獄に對して行政爲の取消又は變更を命令して是正せしむるのが至當である、反之其の理由なしと認めるときは却下すべきものである、而して其の審決は本人に告知すべき義務がある

二、巡閱官吏の審決

(イ)自ら審決を爲す場合、此の場合は情願簿に其要旨を記載しなければならぬ又其の裁決を情願者に告知するの義務がある

(ロ)司法大臣に審決を乞ふ場合、巡閱官吏自ら裁決を爲さずして司法大臣に其の裁決を申請することが出来る

三、典獄の審決

典獄の情願に對する裁決に關しては法律上特に規定はないが本人に開示したる意見を面會簿に記載しなければならぬ、故に其の意見は即ち裁決である

第六節 結言

情願は監獄行政處分に對する救濟手段である、在監人の唯一の訴求方法である、在監人の筆舌に依り監内の狀況を知悉し獄政の瑕疵を是正する所以の途である、在監人の出訴たると同時に行政監督の特別方法である (完)

統計

○大正九年十月中入出監並月末在監人員 (△ハ減)

	越員	入	出	現員	前年同月		前月比較		前年比較	
					現	在	增	減	增	減
受刑者	四九、二一三	三、五七二	三、八六二	四八、九二二	四九、二一三	五二、四一五	△二九〇	△三、四九二		
刑事被告人	三〇、九四	三、〇七三	三、二三五	二、九三二	三、〇九四	三、九九五	△一六二	△一、〇二三		
勞役場留置者	一九一	二五九	二七五	一九一	一九一	二二三	△一六	△四八		
乳兒	二六	一一	七	三〇	二六	二四	四	六		
總計	男 五〇、六六三	六、五九一	七、〇三五	五〇、二一九	五〇、六六三	五四、五五七	△四四四	△四、三三八		
	女 一、八六一	三二四	三四四	一、八四一	一、八六一	二、〇六〇	△二〇	△二一九		
計	五二、五二四	六、九一五	七、三七九	五二、〇六〇	五二、五二四	五六、六一七	△四六四	△四、五五七		
備考	内朝鮮人受刑者男一四八人、刑事被告人男七人、外國人受刑者男四〇人、女二人、刑事被告人男五一人女二人ア、									

○大正九年十月末日現在在監者人員表

監獄別	受刑者		刑事被告人		勞役場留置者		乳兒		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
小	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三

受刑者ノ年齢		受刑者ノ犯數		合拘		刑 罰										無期		三月以下	
十八歲未滿	二十歲未滿	二十歲以上	二十歲以上	初犯	累犯	留計	三月以下	六月以下	一年以下	二年以下	三年以下	五年以下	十年未滿	十五年以上	期	三月以下			
1,137	2,159	4,360	7,103	1,137	2,159	7,103	1,137	2,159	4,360	7,103	1,137	2,159	4,360	7,103	1,137	2,159			
96	1,533	1,533	1,533	96	1,533	1,533	96	1,533	1,533	1,533	1,533	1,533	1,533	1,533	1,533	1,533			
1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159			
1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159			
1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159			
1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159			
1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159			
1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159			
1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159			
1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159			
1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159			
1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159			
1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159			
1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159			
1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159			
1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159			
1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159			
1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159			
1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159			
1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159			
1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159			
1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159			
1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159			
1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159			
1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159			
1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159			
1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159			
1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159			
1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159			
1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159			
1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159			
1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159			
1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159			
1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159			
1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159			
1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159			
1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159			
1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159			
1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159			
1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159			
1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159			
1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159			
1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159			
1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159			
1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159			
1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159			
1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159			
1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159			
1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159	4,360	1,533	2,159	4,360	7,103	1,533	2,159</							

刑名	刑期	男	女	計	現月元在	末日現在	前月比較	前年比較
無期	十五年以上	六六一	三〇	六六一	六九三	六四〇	△	二
懲	十五年未滿	一、三八九	四〇	一、四二九	一、四九九	一、三三一	△	五
役	十年以下	一、八二五	五〇	一、八七五	一、八四六	一、八四七	△	七
三	五年以下	九、七四二	二八七	一〇、〇三〇	一〇、〇〇一	九、七七八	△	二七
五	三年以下	八、〇三二	二五三	八、二八五	八、二七七	八、三〇〇	△	二二
七	二年以下	六、五五九	二六九	六、八二八	六、八四三	七、〇五七	△	一四
九	一年以下	八、八〇八	三三四	九、一四二	九、三三八	一、〇、四一七	△	八九
刑	六月以下	六、七三三	二四〇	六、九七三	七、一〇三	八、五五五	△	一三〇
六	以下	二、六六九	一三三	二、七〇二	二、八六三	三、三八一	△	一〇一

○大正九年十月末日現在受刑者刑名表
(△ハ減)

[illegible]

○大正九年十月末日現在在監受刑者罪名表 (△、減)

罪名	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	增減
竊盜	二五、八四	七、七	三六、三〇	三六、五五	二七、九二	二四
強盜	二、六八	六	二、六六	二、六六	二、二六	一〇
賭博及ヒ富藏	一、九五	三	一、九八	二、〇三	二、五五	四
詐欺及ヒ恐喝	五、六五	三	五、九〇	五、三七	五、六二	二七
横領	二、六四	三	二、八七	二、八二	二、九	△
贓物ニ關ス	五、六	三	六、四	六、五	六、六	△
毀棄及ヒ隱匿	四一	一	四二	四二	四八	△
通貨偽造	三七	二	三九	三〇	一、二	一
文書、有價證券偽造	一、六五	三	一、六八	一、七三	一、三五	△
印章偽造	二九	一	三〇	三〇	三三	△
偽證及ヒ誣告	五九	一	六〇	五五	七	△
瀆職	四七	一	四八	四一	三三	△
猥褻姦淫及ヒ重傷	四四	三	四七	四〇	四七	△
姦淫	二、〇九	六	二、一五	二、〇八	二、〇九	△
傷害	二、五三	六	二、七〇	二、七〇	二、〇四	△
殺害	二六	一	二七	二五	一五	△
嬰孩	三	一	四	三	一	△
逮捕及ヒ監禁	三	一	四	三	一	△

法	陸海軍刑法	森林法	徵兵令	郵便及電信法	其他	其	總計
陸海軍刑法	一、七三	一、六七	一、六七	一、六七	一、六七	一、六七	一、六七
森林法	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
徵兵令	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
郵便及電信法	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
其他	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
其	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
總計	一、七三	一、六七	一、六七	一、六七	一、六七	一、六七	一、六七

評論 評語

K T 生

●「マルサス」人口論の一節に「もう既に占有されて居る世界に生れて来た人は若し彼れが當然要請し得べき兩親から養育を享けることが出来な、又社會は彼れが勞働を必要でないとするれば彼れは一握の食物に對しても權利を主張することが出来ない、彼れは此の世に於ける餘計者である。結局自然の大饑饉中に彼れに残されたる一つの空席もないのである是れ自然は彼れに此の世を去れと命じさうして速かに其の命令を行はうとするのである」と云ふ一節がある。人口論は食物に關する言議であるからして自然の開催した大宴會に残つて居る空席がない、會場より去れと命じ其命を奉じやうとするのであると云つて生活の慘酷なる

現實を暴露したのである、吾々無産者に、かうした場合に數多いのである、日常生活の需用供給關係は大部分それである、指を銜へて見て居るのである。三越、松坂、白木、帝劇、料理屋などは吾々には無用の長物で空席があらうがなからうが没交渉である、店頭を去れと命ぜられても「御生憎様」と云はれやうが「御贖物」と云はれやうが生存に何等の支障もない、けれども若しも相場師等が合同して全國の在米を買占め吾々が購買すべき米がないと云ふことになつたならば即ち「マルサス」の所謂空席がなくなる、直接生存を脅かすのである、社會的最少限の保障を要求するの已むを得ざるに至るのである、將來に於ける社會政策的施設の根柢は社會的最少限の保障、生存權の確認、人間らしき生活と云ふやうなことを參酌するだらうと思はれる

造論を持出さねばならぬ。

「ウェップ」の主張の第一は通信機關、森林、水力、都市地域、豐作地域を國家の所有に移し、水道、瓦斯、電氣、下水道、電車等を自治團體の所有と爲し公共浴場、洗濯所、公園、運動場、音樂堂等を公費を以て設備すべしと云ふのである

第二は個人の自由に放任したる土地及び資本を國家又は自治體に於て管理すべしと云ふのである、即ち雇人及び職工の教育、衛生、公休、衣服の最少限度を保障するの精神よりして私人的産業を管理して調制しやうと云ふのである

第三は最少限度の保障に要する費用を國民の負擔とし生産手段の私有に依つて生ずる收入の不平等を除き又勞働に依らざる收入に課税すべしと云ふのである

第四は生活の最少限度を維持することを目的とし若し勞働しやうとしても勞働の出来ぬもの、職業がなく仕事の出來ないものに對しては其の生存需用を保障すべしと云ふのである。

以上「ウェップ」の最少限の思想は生存權や極窮權の基礎と同一のやうに思はれる、此の思想は他人と共存せる自己と云ふことが明瞭に認められるのである

●地方長官は親任官となり控訴院檢察長が親任官となり地方裁判所長や檢事正が勅任官となり典獄も同様勅任官に進み得るやうに改正するのが當然である、世間は牢番のやうに思つて居るから先づ其の地位を進めて民衆をして司獄官の重要な職責であることを知らしむるのも一策である、かくして監獄行政の管理、出獄人保護の二大任務を全うすることが出来ると思ふ

●「ペルトランド、ラッセル」は英國の子爵「アムバレイ」の次男にして「ヴェクトヤ」朝の政治家であつた伯爵「ラッセル」の嗣子になつたのである

數學哲學に於ては國際的名聲を有つて居る學者にして「ケムブリッヂ大學」「トリニティ」校の講師兼評議員であつたが彼れの徴兵論が彼れに禍を爲

して大正五年六月頃一千圓の罰金に處せられ「トリニテイ」校は講師の任を解いた、英國の新聞雜誌は筆を揃へて當局の處置を攻撃して大風雲を起したことがある。

氏の思想家たることは世界各國公知の事實にして特に紹介するの必要はない、其の清新なる深遠なる意見は著書、政治の理想や自由への道、社會改造の原理に依つて知られて居る、此の名著は我邦知識階級にも少なからず讀まれた、

過ぐる十月頃支那に於て氏は「ボルシェヴィキと世界政治」と云ふ演題で講演されたさうである。氏は「ボルセイズム」には賛同しない、然し資本主義は四五十年後には廢滅すると云つて居るらしい、

氏は露國にも十數日滯留して「レーニン」「トロツキー」「ゴルキー」に會見したさうである、

氏は數學の大家にして精細の觀察力を持つて居るから他日何か論文や著述が出るだらうと思はれる、近く日本へも來られると云ふ噂である、支那

の高位高官が停車場へ出迎へる積りであつたが「コツソリ」北京に來て大陸ホテルと云ふ旅館へ宿まつたので一二人を除く外入京を知らなかつたと云ふ話である、日本へ來るときも多分こんなことだらうと思ふ。

●米國に於て幼年裁判制の出來ないときに、デンバー市幼年裁判所判事「リンゼー」氏は幼年裁判法がなくとも其の精神に依ることが出來ると云ふ確信を以て其の實行に努力したので大に成績が擧がつたと云ふことである、我邦にも「リンゼー」の二三人も出なければ少年法の前途を奈何せんである。

協會雜誌の改良に就て

眞趣齋學人

一 今回我が監獄協會は大々的奮發をせられ、來春一月より協會雜誌の改良を企圖し内容の充實と完備とに努力を拂はるゝ趣、我輩等は同協會

の一員として双手を舉げて賛成を表する者の一人である。

二 監獄には監獄本然の事業と監獄附帶の事業があると云ひ得らるゝ、監獄本然の事業とは申すまでもなく懲罰と感化であり、監獄附帶の事業とは出獄人保護事業であると言ひたい、而して保護事業に係る一切の事情は先年起りたる輔成會々報に掲載せられ居る次第なれば、監獄協會雜誌は従前に比して大分領域が縮少せられた様の感もある。

三 何と云ふても監獄事業は廣大無邊である、どの方面より研究しても唯だ力の小さなと努力の及ばざるを耻づるのみである、併しながら其廣大なる事業を縮めて觀察すれば看守と囚人であると言明したい、何となれば監獄事業の成績を擧ぐる根本的基礎をなすものは多數の看守であり、其對照物たる被治者は一般囚人であると云ひ得るからである。

四 我輩は常に此の二方面を重要視する者である

から夙くより先輩諸兄から看守の教養と陶冶とか、遇囚上に關する適切なる方法とか云ふ點に付き高説の在る所を忌憚なく教示せられん事を希望して居る、此の材料は蓋し無盡藏なるべし、五 全體物は必要より生ると云ふ事が眞理なれば、監獄協會雜誌が同人間に珍重愛讀せらるゝは勿論の事なるも、本會の事業を世間の有識階級の人士に認識せしめんには一段の考慮を費さざるを得ない、我輩は各任地に於て曾て再三縣會議員や其他の有志者に購讀を勧誘した事があるが後日に至りて聞くと悉く失敗に終つた、今月の雜誌は實に汗牛充棟で自己の職業に益あるもの、又は娛樂的興味を添へる刊行物ならざれば一顧もせない有様であるから、鑄型に容れた雜誌では到底駄目であると信ずる。

六 去りとして協會雜誌の本領を没却しては相成らぬ事は勿論なれども、事情の許す限に於て趣味を持たすと云ふことも極めて必要の期に迫りて居ると信ずる、何故に斯く言ふか夫れは吾々が

監獄の看守諸氏の態度に見て斯く信ずるのである、恐らく世間にも感懷を同うする人もあるであらう。

七 監獄局と協會と別物なることは言はずもがなであるが、此二者が歩調を一にして協力する段になるとまだ、材料が澤山に得らるゝと思ふ、勿論監獄局長が私人として協會長であるからは歩調一致に疑ひなく根本に於て然りと云ふを得べきも、我輩は局長が盡力することも會長として努力せられ居ることも能く承知して居る、去りながら茲に一例を擧ぐれば、各監獄の毎月發行する監獄報の記事中にも斯ることは廣く協會誌上で紹介すれば宜きと思ふ筋なしとせず、況んや日々監獄局に收受せらるゝ諸報告並に施設向に付ては祕密に屬せざるもので多數の材料があると信ずる、之等の資料にして處分濟のものは局に於ては協會へ謄寫を許すことにせば各地の狀況は手に取るが如く吾等の眼に映じ深き趣味を感じずと思ふ。

十一 最後に一言したきは、監獄協會雜誌は今日の所では同人間に限る機關雜誌の風がある、左様にあらざると否認するも各階級の人士が廣く喜んで見ぬから致方はない、茲に於て主義目的を傷けざる程度に於て一刀兩斷的の改良を爲さば各縣で百人以上の購讀者を得ることは易々たる業である。

時事だより

▲計音

世界的に有名であつた、司獄界の老偉人といへば、誰れあらう米國エルマイラ州の住人、プロックエー翁其人である、斯人九十二歳の高齡を以て去十月十一日長逝した、彼は有名なるエルマイラ感化監獄の典獄として、不定期刑制實行の率先者であり、其卓越せる識見と、技倆とに由り、學術的研究を積み、幾多の艱難を経て、刑事學上の發達に貢獻せし事績の偉大なるに至つては、世界の學で認識する所であるが、必ず其向の人々に依て近く論評頌せらるゝことであるであらう、兎に角彼れは五十二年間獄務に従事し、七十二歳にして罷めたといふ、強健なる頭腦と體軀の所有者は、此の如く老年に至る迄、充實せる緊張的の服務が出来

八 一般讀者に與へる趣味としては倍屈なる論文よりは「東京だより」と云ふが如き平易なる文字が感興を惹くは普通の人情なれば研究的態度を基本として滋味たつぶり人を吸付けることの分量に富みたる文字こそ好しけれと信ず、取敢へず各地の通信面を今一段擴張しては如何。

九 演舌には十分演説があると同じく三行半の感想等を廣く多く殊に看守諸氏に要求するは趣味あると同時に現代の狀況を汲取るに於て多大の參考となり、尙又直接戒護に従事する看守諸氏を通じて在監者の態度をも聞く事が出来て好都合である。

十 監獄協會雜誌の改良は甚だ喜ばしき計畫なるが、何事も先驅をなすものは金錢なれば今日の如き諸物價暴騰の節に際しては現在の價格にては其經營に困難なるは當然の事に屬す。惡口ではないが監獄協會雜誌の古本は何人に與へるも餘り喜ばざる姿に在れば、今少しく同人が奮發して相當體裁より雜誌に進めたいものである。

る、斯かる人物は何れの國にもありたいものだ。

▲雜給

雜費は本年度に、多少の番狂はせのあつた爲めでもあらうが、随分施行上には當局も苦心せられた様だが、是も苦心慘愴の結果大した支障もなく、可なり給與にも有付けること視察と申すの外はない、だが來年度は警官俸給の平均額が、四十圓に計上されたといへば、此一事から推しても來年は本年よりも、萬事が好都合にならう、毎時も乍ら當局の同情的盡力は、之を多とせねばならぬ。

▲營養

問題は行刑上の大問題であるが、色々の研究と實驗の結果、今日の現狀に安んずる能はず、當局者間にも段々と重視せらるゝやうになりつゝあることは、一進歩と云はねばなるまい、藥代の如き法律上では五錢迄の、範圍も與へられあることなれば、今後追々に豫算も増計せらるゝことであらう、而して斯くあらんことは何人も期待する所である、一般の實況に徴すれば、在監者に現在給せられつゝある食料は、其量に於て又た實に於て、果して幾何の「カロリー」を與へつゝあるか、少くも一日二千五百「カロリー」を補給し得るや否、正確なる實驗研究に由らざれば、何共言へないけれども、併し病者死亡者の多くして、作業能率の比較的進まぬ(素より其他に大なる原因もある)點等より考察すれば、其處にはモット、眞味に考慮せねばならぬものがあるでなからうか、是は人道問題にも關する重要案件たるを忘れてはなる

▲看讀

書籍、此問題も今後モット、重要視せらるべきであらねばなるまい、之を従前に比すれば、餘程最近には一般の考が進んで來、當局に於ても之が指導上には頗る盡力せらるゝ結果として、各監購入書籍も其數が殖へつゝあるは、慶ぶべき現象である、儘かに着眼の高遠と、思想の上進を示す所以に違ひない、今は昔し申すも耻敷事乍ら今から十數年前書籍の價値をば、單に恩惠の娛樂物と外認め得なかつたのである、唯だ吝しいとの考への中より、大奮發をして書籍購入代を撥出し、天晴文明流に娛樂を惠與せしめて、極めて貧弱なる書籍を購入して得々たる風もないではなかつた、而して素々特惠の娛樂用なるが故に、感化教養の積極的方面には、殆んど用ひられざりしは云ふ迄もない、だが今日とても大體から觀察して、全國監獄が毎年看讀書籍購入代に支出する金額に徴すれば、之を肉體の營養分たる食料費額に比して、數ふるにも足らぬ程の少額には、喫驚を禁じ得ないのである、外國邊では何れの家庭も、其家計帳簿に肉類の購入金額と、書籍のそれとの比例が略同一なるを普通とすると云ふではないか、兎に角在監者は特別に營養を要する理由もあることなれば、尠くも食料費の百分一位は惜氣なく支出して、教養感化の爲めに書籍を購入せなければなるまい、是は最も見易き必要なる理由であつて、何人も異存あるべき筈がない、今日の時勢となつて

寄 書

○指紋法の研究(承前)

監獄局 藤井 藤藏

(五)、變態外端

變態外端とは恣に名付けたのであつて、個人識別法にも又指紋法解説にも斯る名稱の外端がある譯ではないのである。

蹄狀紋の外端は、三角島(外角)の外側の一角(蹄線に對する一角)が、二個の隆線相接合するに依り成立することを原則としてある(例外として並行外端あり)。然るに實際に於て、二個の隆線が相接合して外角の一角を爲せるものなるや、又は一個の弓形線に棒狀線若くは點が附着して外角の一角たる觀を呈するに至つたのであるか判然しないものが尠くない。此場合は隆線の傾向に依り甄別するの外ないのであつて、即ち二個の隆線が相接合して外角の一角を爲せるものと認定したるときは

は尙更先手を打つべき一要件かと思はれる。

▲癡劍

論は大正の御代になつて起り來るやうでは、實はト運時の方であらうけれども、運時でも斷行せなければ相濟まのが之である、早い話が今は改造が人間の生活の各方面に唱へられて、理窟に合はぬ習慣はドシ、改めて、新らしき自由と平和の境遇を造つて行くのが、今日の時勢でもあり而して巡査警官の廢劍が合理的で平和的であるなれば、無意味な而かも有害無益な蠻風は廢めるがよいでないか、干今民間の聲に餘義なくせられて、頑固なる不解屋も明治の初年廢刀令當時の如くオメ、と宮從せなければならぬ時が來るに極つてゐるのだから、今は其機が十分熟してゐるやうに思はれる、無論必要と認むる場合は臨機佩用又は使役を許すこと何人も異議ある所ではない。(甲突生)



之を外端と爲し、之に反し一個の弓形線に棒狀線若くは點が附着したるものと認定したるときは之を外端と爲さず其下に於て外端を見出なければならぬのである。

然れども之が甄別に就ては分類者の常に苦心するところであるのみならず、一定を期せんとするには取捨に關する標準がなくてはならぬのである。其標準としては、外端と看做すには外角の部分にある隆線が、蹄線に對し其内側若くは外側に角を爲すものがあるか、又は其外側に錐頭形を爲せるもののある場合に限るものとし、然らざるときは其形に於て酷似することあるも之を外端と看做さない方が適當であると思ふ。



(1)圖は、(イ)と(ロ)の二線が甲の點に於て接合せしものなるや、又は(イ)線が甲に至りて弓形を畫き(ロ)線に至りしものなるや明かならざるも、其内側甲が蹄線

に對し角を爲せるが故に外端を形作るものと看做し、甲の點を以て外端とするのである。



2) 圖は、(1) 圖に反し、跡線に對する内側は半圓形を爲せるも其外側は角を爲せるに依り、此場合は(イ) (ロ)の二線が甲の點

に於て相合して乙の點に至りしものと推定し甲の點を外端とするのである。



(3) 圖は、(2) 圖と同じく(イ)(ロ)の二線が甲の點に於て相合し、錐頭形を爲し、乙の點に迄延びしものと推定し、甲の點を以て外端とするのである。

茲に所謂變態外端とは、(2) 圖の如く外角の部分にある隆線が、跡線に對する内側若くは外側に角を爲せるものある場合、又は(3) 圖の如く外側に錐

頭形を爲せるものある場合をいふのであつて、斯る隆線は二線が相接したるものなるや否や判然しないのであるが、其隆線の傾向よりして外角の變態なりと推測し得るのである。

然れども注意すべきことは、外角の部分にある隆線が、弓形線と棒狀線の接合、又は弓形線に一個の點が附着したる爲め、前掲(1)(2)(3)の各圖と類似するものあること之れなり。是等のものは、一見前掲各圖と其觀を同ふするのであるが、外端の性質とする角として取るべき點がないから、外端と看做すことが出来ないと思ふ。



(4) 圖は、即ち甲の弓形線と、乙なる棒狀線とが接合したる爲め外端たる觀を呈するに至りしも、之が爲め外端を形作りしものとは看做すことが出来ない、故に此場合は並行外の例に倣ひ、丙の點を以て外端を定むべき基

點としなければならぬ。

(5)



(5) 圖は、弓形線に點の附着したるものであつて、此場合の外端は、甲の點にあらずして乙の點を以て其基點とし

なければならぬ。

(六)、無視すべき介在線

三角島(外角)を形作

る所の並行する二個の隆線の間に一個の隆線介在する場合あり、此場合に於ては其介在線は之れなきものと同一視し外端を見出すべきことになつて居る。然るに一面に於て「二線が並行を始むる中間の一點を三角島の一角と看做し、之より内に向つて假想の直線を引き最初に觸れたる線又は點を以て其外端と爲す」としてある。即ち前者の場合に之を無視し、後者の場合は其存在を認むるのであるが、聊か遺憾なのは兩者に就て區別を設けねばならぬ理由の判然して居ないことである。

並行線内の介在線を無視する理由が明かでない

(1)



といふので、之を無視せず、外端を定むる基點に在る在介線を直に外端と定めたものもあつたようであるが、併し理窟は別として既に從來より「並行する二個の隆線内に介在する線は外端を定むる上に於て之れなきものと同一すること」に定められてあるから、今更之を改むることは出来ない。所謂介在線とは、並行する二個の隆線の間に介在する線にして(1) 圖の場合、之れは並行外端を定むる上に無視すべきも、三角島を形作るべき二線が、並行を始むる前に介在線に等しき棒狀線の存することもあるも(2) 圖の場合、之れは介在線と認むることが出来ないから、之を無視することなく外端を見出さなければならぬのである。

(1) 圖は、無視すべき介

在線を示したるものであつて、甲は即ち之れなきものと同一視し、乙の點を以て外端を定むる基點と爲し、普通の方法に依り外端を定めな

ければならぬのである。

(2)



2) 圖は、(1) 圖に類似するも、甲なる棒狀線は二線が並行を始むる乙の點に達し居らざるに依り、之を介在線と認むることが出来ない、故に乙の點を外端を定むる基點とし、それより内端に向つて引きたる直線に甲の棒狀線が觸れるときは、其觸れる該棒狀線は即ち本指紋の外端である。

介在線は並行する二個の隆線内に在る棒狀線たることを要す、而して該棒狀線が内端に面する隆線に接合すると否とを問はないのである。

(3)



即ち(3) 圖の並行線内の棒狀線甲は、内端に面する隆線と乙の點に於て接合するも介在線(所謂無視すべき)たるを失はざるに依り、此場合に於ては(1) 圖

の例に倣ひ丙の點を以て外端を定むる基點としなければならぬのである。

並行する二個の隆線内に在る介在線が、棒狀線にあらずして、(4) 圖の如く曲線の場合も尙其介在線なきものと同一視して外端を見出すべきやいふに、此場合は介在線と看做さず、即ち曲線其ものを並行線と看做し外端を定めねばならぬのである。

(4)



(4) 圖の甲線は、一見介在線たるの觀あるも、棒狀線にあらずして曲線なるが故に、之を介在線と爲さず、一の並行線と看做して乙の點を以て外端を定むる基點とすべきである。

並行線に依り外端を定むるに當り、其基點に一個の點あるときは、其點は介在線と同一に之を無視すべきや、それとも其存在を認め、點其ものを外端とすべきやに就ては判然して居ないやうであ

○酒量と罪質との關係

附 禁酒指導法

大阪 荻屋 哲 公

る。個人識別法に「二線が並行を始むる中間の一點を三角島の一角と看做し、之より内に向つて假想の直線を引き最初に觸れたる線又は點を以て其外端と爲す」とある、即ち並行を始むる中間に在る一個の點は、内に向つて引きたる直線に最初に觸れたる點なりと解し得るや否やといふのである。夫れは孰れを取るも相當理由はあるとしても、當指紋部に於ては、點其ものを直に外端と爲すことに取扱つて居るのである。

(5)



(5) 圖の甲は二個の隆線が並行を始むる中間に一個の點あるを示したるものであつて、之れ即ち本指紋の外端である。(未完)

訂正

前號三五頁上段(4)圖に於ける乙點線が上部の隆線に接するは誤刻にして二線の並行を始めたる中間に止むべきものとす。

個人教誨の場合に於て、犯罪の原因を追詰めとして聞糺して居ると、十人の内七人までも八人までも、酒から出立して來たといふ事を告白する、殺人傷害等の殺伐なるものは申すに及ばず、賭博の如きすら「一寸一杯飲みまして」といふのが多い、直接的のものと間接的のものとの區別はあるとしても、淵源は酒からと見られるものゝ如何にも驚くべき多數であるといふ事は、同人諸君の夙に首肯せらるゝ所であらう、

翻つて此を一般社會の……殊に下層社會の狀態に於て觀察するに、最近大阪毎日新聞の掲載する所によれば、大阪府下約八千の下層社會の人々に就て調査したといふ説に、多少ながら酒を飲む者の數は約三千で、残りの五千は酒を飲まぬ者であつた、然し右の中には女子も子供も入つて居るの

て、成年男子のみに就て見ると、三千三百人の成年男子中、豪酒する者は五百八十七名(約一割七分)で、少許の酒を用ふる者千六百九十一名(五割一分)飲酒せざる者千三十六名(三割一分)といふ割合で、遙に多い、未成年男子中にも飲酒家が少くはなく、豪酒家二十一人(二分)、飲酒せざる者五百六十四人(五割六分)、即ち子供でありながら四割までは飲酒するのである、女子に至つては流石に酒飲みは少い、それでも成年女子の一割二分は飲む、即ち二千八百人の成年女子中、二十五人は豪酒し、二百八十八人(一割二分)は少しく飲む、そして二千四百九十一人(八割八分)は飲まないのである、未成年女子となると飲酒家が益々減つて、七百の未成年女子中、酒飲みは三十三人、(内に豪酒者二名)、一割にも足りない、之を要するに下層社會の成年男子の六割八分は酒を飲み、未成年男子の四割五分は酒屋の暖簾を潜り、又女だてに酒盃を手にするものが、下層社會の女の一割二分を占めて居る譯である、

今度は大阪監獄受刑者の飲酒量に就て、同僚が忠實に調査した材料を採つて見るに、千八百九十五人の在監人中、全く飲まないものが三百五十九人(百分比例十九人)、飲むものが千五百三十六人(百分比例八十一人)、飲むものの中て小別すれば、二合以内が五百三十二人、五合以内が五百七十六人、一升以内となると少くなつて二百九十六人、二升以内となると更に少くなつて百二十八人、三升以内は僅に四人となつて居る、然し此調査は未だ完全にその真相を得たるものではないと思はれる、如何となれば受刑者の酒量を申立つるに當つては、成るべく内輪に申立てんとする傾きがあるからである、——敢て受刑者のみではないが——即ち一升のものは四五合と云ひ、五六合のものは二三合といふ、二三合のものは嗜まざると陳述するものである、殊に累犯者などに於てその甚きを見るのである、故に本人に就て調査する場合に、一應も二應も駄目を押してその真相を確むるに力めねばならぬ、それですら多少の修飾は免れ

得ぬものと見てよからうから、此意味に於て前の酒量数字は一割も二割も割増をして考慮すべきである、一步を譲つて数字は正確なるものとしても、之を一般社會の成年男子の酒量に比するに、彼は六割八分の飲酒者、此は八割一分の飲酒者、犯罪者が如何に酒に親むかを知るに足るのである、

犯罪者は一般的に飲酒家が多いと云ふ事は前述の如くであるが、進んで飲酒家の最も多く集つて居る犯罪は何であるかといふに第一は強姦と強盗である、その全部が飲酒家であつて、彼等の一人も酒を飲まないものはない、次は殺人と横領である、何れも飲まないものゝ十三パーセントに對して、飲むものは八十七パーセントである、殺人と横領が同率を示したのは奇妙であるが、考へて見れば横領も飲酒に出立するものの随分多い犯罪であるから、他の忿怒、醉狂等より突發する所の殺人に伯仲するの率を出すものであらう、その次は傷害罪、不嗜が十五バ、嗜好が八十五バ、となつて居る、次は有償證券偽造行使の不嗜十七バ、に對して、嗜

好が八十三バ、次は賭博の不嗜十八バ、に對して、嗜好が八十二バ、次は詐欺の不嗜十九バ、に對して、嗜好が八十一バ、次は窃盜で、不嗜二十バ、に對して嗜好八十バ、次は放火の不嗜二十九バ、に對して、嗜好七十一バ、である、放火などいふ犯罪は女性物で執拗で、反つて酒も飲まないやうな偏狹なものにあり勝ちである所から、不嗜ものゝ率が比較的多いのであらう、之と同率で文書偽造の不嗜二十九バに對して、嗜好七十一バ、此犯罪も所謂智識犯で、比較的酒に縁が薄い方である、最後に騷擾罪の不嗜が三十五バ、に對して、嗜好が六十五バ、である、騷擾の場合には一部分にては酒の力もあつたが、大部分には群衆心理の支配する處となつて、發作的に動いたものであるから、酒との縁が比較的薄いのである、特に大酒家の隔り易い犯罪はと調べて見るに、傷害罪に最も多いといふ事は争はれぬ事實である、傷害罪傷害致死罪合せて八十三人中、三升の酒量一人、二升六人、一升が二十三人、五合が二十六

人、實に盛なりと云ふべきである、次は強盜で、十五人の中に三升が一人、二升が一人、一升が二人、五合が二人といふ狀況、次は竊盜で、人數も多いが中には大酒家も多い、即ち千二百〇九人中、三升が二人、二升が八十四人、一升が百七十六人、五合に至つては三百八十人の多數に上つて居る、殺人之に次ぎ、強姦又之に次ぐ、

此の如く數へ來つて見れば、實に犯罪者と酒との惡縁は、その淵源する處甚だ遠く、且つ深いもので口てこそ今度は禁酒する旨を言明しても、實行は容易なものではない、然し乍ら之を其儘にして置くときは、教誨しても保護を加へても、實效の舉らう筈はない、徹底的改心を促さんとするならば、先づ精神的に覺醒せしむると共に、禁酒の實行を奨励しなければならぬ、如何にせば彼等をして禁酒せしめ得るか、

第一、禁酒の必要を會得せしむる事

これにより自覺を生ぜしむるのであるから、禁酒の如何に必要なかを十分會得せしめねばなら

ぬ、即ち國家的觀念より、衛生的見地より、優種學的原理より、宗教的道德的立場より、經濟的打算より、横説縦説、禁酒の必要を宣傳する事が急務である、此場合に於ては指導者たるもの先づ自ら禁酒せねばならぬ、自分に禁酒した経験あるものでなくては、彼等を徹底的に感動せしむる事は困難である、

第二、禁酒の吹聴を爲さしむる事

監獄から發信する時にも、接見者のある時にも、自分が禁酒の決心を爲したといふ事を、立派に吹聴せしめ置く事が必要である、親族知己も既に禁酒を承知し、禁酒を喜び、禁酒を實行せしむべく待構へて居る處へ出監しては、縦令途中變心する事があつても、周囲の狀況からして再び飲酒し得ざるに至るべきである、

第三、神佛に誓約せしむる事

敬虔なる態度を以て、佛前に誓はしめ、誓文を認めしめ、その寫をば本人にも持たせて歸す、此誓文は常に佛壇又は神棚に備へ置いて、變心せんと

した場合に反覆して讀む事を勵行せしめる、
第四、禁酒に關する格言を與へる事、
出監時之を與へて、常に見易き場所に置いて、目に觸るゝやうにする、即ち座右の銘である、友人カドモ之を見るから飲酒を勸誘しないやうになる、

第五、放免時に保護者へ警告する事

禁酒する積りになつて居るものを、放免の際祝ひ酒を飲ませて、マンマと破戒せしむる例は澤山ある、これは保護者へ十分説示せねばならぬ、

第六、酒が欲しくなつた時の注意

飲まぬと決心して居つても、永い月日の間には、一寸一杯飲みたい位の氣心は起るものである、殊に宴會に列した時などは、下地は好き、御意は善し、ビール位はなど、云はれて遂に軟化するに至る例は多くある、實に此時が危機である、此場合は十二分に意志を強く持たねばならぬと共に、冷水を五合杓に一杯位飲むがよい、水が厭なら湯でも茶でもよい、喉につかへる程液體を飲めば、酒

に對する欲望は全くなくなる、これは家庭にても晚餐前に試みて置けば、何時もの晩酌は決して飲みたくないものである、かくの如くにして鍛鍊して進めば、終には自主的に立派な禁酒家になり了せらるゝものである、

第七、家庭内の酒具を處分する事

煙草吞が煙草道具を他人に與れても、變節して巻煙草を喫する如く、酒飲みが徳利や盃を無くしても、燭は土瓶でもする、盃は茶碗でも間に合ふといへばそれ迄であるけれども、酒の道具を處分するといふ事によりて、自己の決心を強くする事が出来る、是れ實行上多大の力となるものである、

(終)

○監獄衛生雜感

金澤 石崎貧樂生

▼在監者は宣告されたる刑期間は監獄より動くとは出來ぬ、假出獄や執行停止は破格的である、

之に就て勞働問題を研究することは社會風潮に伴ふて必要なことである、社會では工場法を適用する工場が少ない、又た工場法を適用する工場でも少數職工の工場が大部分である、全國に於て工場法を適用せる工場の職工總數百三十三萬八千五百七十四人にして、其工場數は二萬四千四百四十二である、工場法の適用せられざる工場は六萬五千三百三十五にして、其職工は三十六萬六千九百四十人である、其職工の勤續年數を調べて見ると、適用工場にては二割四分は六ヶ月未満、六ヶ月より一年未満が一割五分、一年以上二年未満が一割、夫以上は極少數にて十年以上は僅に三分である、故に日本の職工が移動が激しい、夫故に衛生上各種の調査に困難である、在監者に於ては移動は刑期によりて行はれるも職工の如き隨意によることはない、職工は病氣にてもなれば皆居らない、故に工場に就て職工の疾病調査杯は仕樣がない、在監者に付ては夫が出来る、之れ工場の關係を紹介する所以である、我國では勞働時間は之迄は十二

時間が多い、夫に殘業二時間乃至三時間あるものが多いから表面は十二時間制なるが如きも其實十四、五時間の勞働になるのである、其工場の九割は一回交代で、一割は二回交代である、十時間作業が二割八分、十一時間が四割二分、十四時間が一割、八時間が二分、夫で工業能率は世界で亞米利加が一番高い、千九百十四年の統計によると米國職工一人當りの能率は日本の四倍に相當すると云ふ、夫は機械使用の盛であると同種類のものでも量に作ると云ふこと、及び工場組織、職工訓練、原料供給の關係が違ふからである、英國の勞働卿バーンス氏はワシントン會議に於ける時間問題に於て八時間制又は四十八時間問題に付説明を試みた、又た其演說中に一日八時間の代りに一週四十八時間を望むと云つた、之れは一日八日間てなく平均八時間に仕やうてはないかと云ふ意味である、一日八時間の勞働者の福祉増進の上から云つたのであつて醫學的生產的に見て一日八時間にならざるべからずと云ふ意味ではない、又た猶ほ各

種の議論は出たが八時間ならざるべからず、八時間以上は悪いと議論をしたるものはなかつた、バーンス氏は吾々は時間問題に對して強要によらずして好意を以て協定せんことを希望すと云つて居る事は味はふべき言葉であると思ふ、夫故に強制でなくして正當の了解を得て遣つて行かうじやないかと云ふことになつて居るのである、如斯にして種々研究の結果日本は九時間半にすると云ふことになつて居る。

要するに今後の研究は勞働時間の問題は具體的に如何にすべきか、此時間短縮が生産上如何なる數字に現はるか、或は勞働者が時間短縮の爲めに事實上如何なる利益を得るかに就て猶研鑽攻究する所がなければならぬ、勞働會議は之が第一回であつて決して一回で終るものではない、今後各般の方面から研究され荷も人たるものは八時間以上働いてはいけない、又八時間てなければならぬと云ふ有力なる根據が現はれたれば必ずしも直截的に解釋して進んで行くことは困難でないと思ふ。

思ふ。

然し乍此問題は醫師の立場より注意すべき事は非常に重要なものみならず攻究範圍の廣汎なるものである、疲勞問題の如き疾病其他の觀察或は抵抗力の問題の如き醫師の智識を待たなければ解釋は出来ない、只生産上からのみ此問題を定めて行くべき性質のもてないと思ふ、不幸にして今日迄の議論は生産上のみより出發して居るけれども然し嚴格なる八時間勞働の外に勞働者が一人の人として社會的に其地位を上げると云ふ意味の八時間は、どうしても極めて行かなければならぬ點である、吾々は此間に於て醫學的に此問題を取扱つて行きたいと思ふ。

▼農商務省調査による女工衛生状態は在監者にも參考すべきことと思ふ、茲に其一部を抄録することとする、女工が工場に入つて六ヶ月以内に出て行くものが千人に付二百五人、一年間にして逃げ出すものが同じく千人に付二百十四人、身體の頗る頑健な者で二年以上勤める者が二百七十二人、

三ヶ年勤続者が百三十一人、五ヶ年勤続者が六十七人と云ふ數字を示し、即ちその半數は最初二年間の勞働に得堪へずして出る者の數である、此等の中には特別の事故に基くものもあるが、それはほんの僅少で何れも皆疾病を得て一先づ郷家に歸るものばかりである、紡績工場は十二時間働く規定になつてゐるが、それが夜間と晝間とに分れ各一週間宛て交代させる、其期間に於て夜間勞働を營む者は平均體量百七十匁を減ずると云ふ、次の一週間は働いて夜は眠るから其間に前週に減つた體量が幾分づゝ恢復する、いくら恢復するかと云へば平均六十九匁である多數の中であるから非常に體軀の優れた者は八十匁を恢復するものもあり、九十匁恢復するものもあるが又中には全然恢復し得ない劣弱者も加はつてゐるから平均して六十匁となる、すると百十匁だけが全體を通じて減ることになる勘定で恰も彼等可憐なる婦人勞働者は自己の肉を削いて工賃を得て居るに異ならない、

▼虎列刺の豫防

罹病者の約七割は死亡すると云はれて居る虎列刺は六月二十三日の調査によると大坂を中心として全國に百二十九名の眞性患者を出してゐる。虎列刺は普通劇しき吐瀉を發し米泔汁様の大便を見るものであるが中には何の異狀もなくして糞便中にコレラ菌を有するものがある、又恢復したものでも永く糞便中に病毒を有することがあるコレラ菌は直接人から人に傳染し或は種々の器物其他の物に附着して傳染する故に患者の吐瀉した物に觸れた手等の消毒を怠り之を嘗めるとか其手で飲食物や器具等を取扱ふときは病毒を傳染し或は患者の吐瀉物の爲に穢れた衣類を洗つて其水が土地に浸入して井戸水に混入することもある又牛乳杯に混つて廣く病毒の傳播することもある患者の糞便は實に眼に視ることの出来ない程の僅な分量でも猶病毒を傳染するのであるから其取扱には殊に注意を要する。

本病の流行時には可成規則正しき生活をしなければならぬ胃腸の障害はコレラの感染を助けるから

暴飲暴食を慎み消化し難き物を避け胃腸を害せざる様にし若し下痢した場合には直ちに治療を受けねばならぬ。

夫から平生喰べ慣れない食物は之を避け間食を廢し、一旦煮たものでなければ喰べてはならぬ、又食物には蠅のたからない様に注意するのが肝腎である。

世人は飲料水に注意することは出来るが、未だ使用水には重きを置かぬものが多い、之れは大なる誤りである若し病毒が水中に存在したら此の水で合嗽、洗面をすることの危険なるは申す迄もなく、之れて食器を洗つたり食物の調理をしたり、洗濯拭淨の用に供したならば病毒は間接に或は直接に人體に觸れ遂に口に入るのである、飲料水は煮沸した水を飲用して居れば良からうと思つて使用水を注意しないものは大なる心得違ひである。

夜間障子を開け放して裸體で寝に就くのは宜しくない腹捲を用ひ腹部を冷さないやうに注意せねばならぬ冷るのは下痢を起す原因となる蠅は病毒を

傳染する媒介となるものだから發生しないやうに埃を良く掃除し且つ適當の方法によつて其撲滅を計らねばならぬ又溝渠は時々掃除して汚水の滯らぬ様にする。

「コレラ」の豫防には「コレラワクチン」の豫防注射が最も効力がある之を注射して攝生を獲るのが一番である。

▼虎列刺の療法

「コレラ」の治療法も昔より色々工夫されたが殊功がない然るに近來は高張食鹽水に重曹を混じ靜脈内注射を行ふて好成績を得ると云つて居る又た最近ベース氏は血液内の水分を補充し且つ之を維持する目的に高張食鹽水の如き鹽類溶液の効果を疑ひ六乃至七%ゴム漿を〇、九%食鹽水で造つて注射することを提議した最初死亡率五九%位なりしものが「ローヂャー」氏の功績によりて一四%位に迄減少せしめたものは全く前記療法のためである。

雜 纂

○予は看守諸君と語る(四三)

典獄 有馬 四郎 助

我が親愛なる看守諸君、

我等の親みし大正九年は、茲に我等を残して永遠に過ぎ去らんとす、烏兔匆匆歲月流るゝが如しとは、陳腐なりと雖蓋し至言と云ふべく、即ち今又た我等の實感たらずんば非らざる也、且つ往時を回顧して茫として夢の如く、我等の事業一として成功せるものなく、何れも空想と失敗に終れりとは、是れ亦た殆んど萬人の感懷なるべし、然れども唯物的思想は、素と世俗の通態にして、何事も有形的觀察を以て、成敗を考定するは餘義なき所と爲すも、斯かる感想を以て我等は決して正鵠を得たりと云ふ能はず。

外形のみを以てせば、固より我等の成敗に就ても、世俗と其感懷を異にせずと雖、然れども其は到底凡俗の流言たるを免かれず、我等の世界は即ち眼に見ゆるものに支へらるゝに非ずして、見へざる精神の力に由るは言ふ迄もなき所、故に我等の働きも單に外形の大小寡多を以て、成敗を定むべきに非ず、却て眼に見へざる精神の力、即ち努力の多少にこそ由るべきものなれば、我等過去の追憶も亦た此意味に於て考ふる所なかるべからず、然れば自から世俗の感懷と異なるべきは、論を俟たざる所也。

縦し我等外形上の成績は、何等本年内に見るべきものなしと雖、應分の努力は之を致せり、所謂應分の努力に過ぎざりしとはいへ、開は即ち餘す所なきの努力たりし也、殊に看守諸君の其れに於て然りしは職務の性質上又た洵に明かなる所とす、諸君は監獄に於ては隠れ役者の如し、何となれば諸君の位地は、素と赫々の功に居り難しと雖、其實は隠れたる力として、大なる司獄上の要素を

爲せば也、諸君の不斷の努力は、恰かも宇宙の萬象を支へる潛勢力の如く、行刑の全般を支へる勢力たるに想到せば、亦た聊か意を安んじて可也、何ぞ必ずしも外形的成敗にのみ係はるを要せんや。

然れども我等は舊年を送くると同時に、迎歳の大きな準備あるを忘るべからず、準備とは何ぞ、舊きを捨て新に移るの用意、詳く云へば固陋なる考を換へ、不良なる習慣を改め、智能を開發し、徳器を成就するの祈願と覺悟を定め、心底より歳と共に成長せんとの心備を爲すこと也、若し夫れ世俗の例に倣ひ、門松や祝餅の如き、形式上の行事を以て足れりとし、智徳の上に一新を畫する用意を爲さざるは、我等の最も避くべき所、又た最も誠むべき所ならずや、然るに之にも拘はらず尙ほ陋習に戀々として、容易に新に移る能はざるを人情の常とす、甚だしきはチヨン監獄的思想を固守して誇りとなし、堅實、穩健、愛國等の美名を冒かし、頻りに進歩主義に反對するを以て忠實と心

得る者あり時代に醒めざる亦た甚だしと云ふべし斯かる人物には今一たび明治維新の由來より、説法する必要あんも、然りとはい餘りに時代後れるを奈何。

今や世界何れの國も文化運動の爲めには、尠からざる努力を拂ひつゝあり、此際に方り、我邦亦た此運動の起るは當然にして、列強の一に加はり文明の惠澤を共にし、世界平和の爲めに責任を分つもの須らく亦た此に努力せずんばあるべからず然るに文化運動の基調たるや、先づ人格を認め之を尊重して、各個人の自由を適正に伸展せしめ、其福祉を増進するにあれば、何はさて人格の何物たるより究め知るの必要あるべし、人格の語や之を口にすると易しと雖、其本義を解するに至つては爾く容易のものに非ず、然れど簡単に説明すれば萬物の靈長として文字通りに、之が尊嚴を認め其權威を畏るゝの義に外ならずして、言換ゆれば其内なる良心を神とし、絶対に之に服従するの謂ひ也、彼の力即權利、權利即道理の如き所謂無理が

通ふれど道理引込む底の、無道威壓の社會には、到底人格の意義は存在し得べきに非ず、人格の神聖を認め、其權威を絶對に畏れざる國家社會に於ては、如何なる方法を以てするも、文化運動は決して其效を奏せず、故に文化の死活問題は、唯だ人格を認める程度如何にありと云ふも不可ならんとす、人格の意義や其れ此の如く高くして且つ深し、豈に輕々に口にすべきものならんや。予切に謂へらく行刑官程、人格の意義を解し、之を監護尊重するの熱情を必要とする者はあらじと何となれば、今日の行刑主義は、人格を無視しては、其根本より意味を爲さず、全く無益有害に了れば也、而して尙ほ之を釋明すべく今日の司獄官は、餘りに進みたるが故に、今は其要なしと雖、唯だ新年に入る準備としては、是等時代的なる要求を充たすべく、今一層眼醒め今一層奮勵の覺悟を新らたにせんことを、切に要望せざるを得ざる也、敢て將來ある青年司獄官諸君の識鑒に訴ふ。

○東北監獄巡遊記 (三)

秋田 渡邊 圓流

□曉 霧

盛岡監獄のW君とは大正四年の練習所に奇縁にも同じ卓子に暮らした二Wであつた。君の厚意のまゝに一夜の快談を試みて短き夏の夜曉早く君の門を辭せり。一臺の幌馬車疾く待つ。停車場迄送つて下さるといふ、神谷兄と渡邊兄と同乗す、御者一鞭せば南浮の名馬は威勢よく嘶いて出發した朝霧深く立單めて萬籟未だ睡りより覺めざるに似たり。數十分にして盛岡驛頭に運ばれ、御兩君の御厚意に深長の敬意を拂ひて車中の人となる。汽車は頻りに北上川の平野をひた走りに疾走した。予の今日の日程と云へば、盛岡監獄に至る間は東北唯一の史蹟勝景の地に富めるを以て一度之を探りて宮城に入らんと欲したるなり。

□中 尊 寺

一ノ關の一ツ手前に平泉驛あり、之なん芭蕉翁

が「夏草や兵共が夢のあと」と筆に遣せし藤原氏三代の榮耀を揮ひし居館址にして、實に東北の奈良とも稱すべく、公用の人たるもこゝを通過するものゝ必ず一訪すべき東北唯一の古蹟である。

中尊寺は、仁明天皇の御宇嘉祥三年慈覺大師の開基にかゝり、清和天皇の貞觀元年始めて中尊寺の號を賜ひ、堀河天皇二年勅命ありて藤原清衡をして當寺を經營せしめ天仁二年始めて工を竣へ、堂塔四十餘、僧坊三百餘その結構壯嚴にして盛んなること眞に海内屈指の佛界靈場たりしが、惜むべし。建武四年野火延焼して堂宇悉く烏有に歸し僅かに金色堂經藏の二字を遺したるのみ。この二堂は依然たる舊態を存し、後人由りて以て其當時の盛觀を髣髴するに足るべし。予を以て推察せしめんか、野州に誇る日光徳川の祖廟又遠く及ばざるものありしならんか。未だ見ざる同僚諸賢は一訪して其史蹟と善美の端を探り給はんことを。

□光堂と經藏

金色堂を一名光堂と稱す、方三間の一小宇なれ

ども仔細に見れば實に驚嘆措く能はざるものあり外部は悉く龜布を張り、黒漆を塗り、金箔を貼す。内部は鐫柱彫梁皆螺鈿珠玉を装ひ善美を極めたるものにして、七寶莊嚴の横柱には各十二光佛の圖を描けり。而して其壇上に安置する佛像十一軀に至つては國寶中の最たるものあり。壇下に清衡、秀衡、基衡三代の棺を藏せり。堂の傍に芭蕉翁の「五月雨の降り残してや光堂」の句を刻す。

光堂を轉じて經堂を訪へば藤原氏三代の納むる三部の一切經を藏す。何れも紺紙金銀泥にして一々の經卷には黒漆の蓋に青貝もて經卷の題目を鏤めたり。誰れか千有餘年以前に此技巧ありと想像すべきや。

其他大小の佛堂散在して佛像珍器を藏し、全山悉く國寶ならざるはなし。仔細に觀覽せんとせば一兩日の滞在を要すべきも、概觀せんとせば一列車の時間を犠牲にせば足る

□巖 美 溪

巖美溪は一ノ關驛を距る二里、磐井川の上流五

串にありて著名の山水である。幸田露伴氏會つて木曾の寢覺の床に比して第たり難く、兄たり難しと言はれたるも、予の見るに従へば寢覺に優るも劣らじ。寢覺は足下に碧潭を瞰下するの景、之は仰いて其名の如く巖美の水を見る後に一橋を架して天工橋といふ、橋上に佇めば唯造化の妙に恍惚とするのみ。

捕鯨

雪の浅い夢を乗せたる汽車は其夜更けて石巻港に着した。この港は昔伊達政宗の築きし良港、市街は北上川に跨りて風光甚だ佳にして鮮魚常に潑瀾たり。

明くる朝た欄下に繫し汽船に乗じて、本邦極東の一名山、金華山詣うてを志す。

船は牡鹿半島の奇景を送迎しつゝ頻りに松の島々を繞うて速し、正午に近き頃半島の絶端、鮎川に寄港して船を下る。鮎川には東洋捕鯨會社ありて、金華山沖に群來する鯨を捕ふるを以て名あり。數隻の捕鯨船艇を下ろして黒煙を吐く、時甚だ好

し、一隻の船は鯨數頭を牽いて來れるありと。直ちにその會社を見物せば大小の鯨を數十の荒男を以て處分の眞最中なりし。

捕鯨船には船長と砲手とは同じ權威を有すと、砲手のまゝに船を操縦せざるべからず。然るに日本の捕鯨船には常に外人の砲手を雇はざるを得ずと、其故を聞けば一段と興味あり。日本人にして立派の砲手無きにあらざるも、日本人の砲手にして鯨を撃てば、日本人の船長は己の船の操縦宜しきを得たるに由ると其功を奪はんとす。日本人の砲手は又己の狙撃正しきに由ると互に其功を爭ふて、遂には軋轢して大魚を逸するに至ること往々あり。故に其の船の圓滿の目的を達する爲に高給を拂ふてまでも外人を雇ひ入れなければならぬとは、會社員の述懐談であつた。

吾々、一の官署に奉職して此感を一層深からしむるを得ぬものがある。开は何ぞ、吾々が大きな國家の職務の一分を執りながら、上官は己の徳望と手腕に由つて立派に一監の統攝を爲すと云ひ、

下官は己の實務に由つて整理すといふ、動もすれば其間、上下、同僚反目嫉視して使命の大目的を逸し去るの風情無きにしもあらず、深く誠むべきことである。

佛、教へて宜く

互に逼く相資けよ
各自ら其性を守れ

と熟讀頑味すべき金言ならずや。(未完)

○藥籠 (二二)

△譬喻

大阪 荊屋 老 龜

古來聖賢の書は、多く此譬喻を以て満たされて居るので、浩瀚なる佛典はもとより、基督の四福音書にいたしましても、論語、孟子乃至莊子などの書物を御覽になつても之が多いのであります、此譬喻は無形なものを有形化し、高尚なものを通俗化し、理想的なものを現實化して參りますもの

で、例へば社會連帶主義を説明するにいたしましても、單に社會は連帶責任の關係を持つて居つて一人の損は萬人の損だと申した所が、充分に理解せしむる事が出来るものではありませんが、之を譬喻を用ひて、

私が掏摸に懷中物を盗られたといたします、それは私一人の損で諸君には全く關係がないやうなものであります、私も日本人なれば諸君も日本人でありますから、私が盗られて警察へ訴へると警察は費用を使つて犯人を搜索し、費用を使つて之を捕縛し、費用を使つて之を取調べ、其上費用を使つて監獄へ送り、監獄では費用を使つて之を養つて置く此警察の費用、裁判の費用監獄の費用は誰が負擔するのせう、掏摸でもなければ私でもない皆税金となつて日本人全體の負擔となるのですから、私が盗られたと共に諸君も盗られる、之が社會連帶と申すものであります。(民衆と宣傳)

△指導の奇法

他人を指導するに、眞向正面から暗示を投げ懸けては、反つて目的を達せぬ事が多い、茲に於てか側面又は裏面から巧妙なる暗示を與へて、目的を達せねばならぬ、即ち

轉氣法 九字を切る方に氣を取られてゐる場合に、熱湯を注げばあつくないが如く、又東京小石川の南岳禪師が、學生の議論を黙して聞き、茶碗の湯の在るが上に湯を注入せんとする時、學生之を辭するや、和尚云く、邪念滿つ理亦入らずと一喝して、學生を屈服せしめた如きが夫れである。

挫折法 相手の精神の一方に充實して居るを、咄嗟の間にはづして、精神の虚を作り、直ちに暗示を與へるのである、親鸞聖人の辨圓を難なく弟子としたのも、南洲が海舟と談じて江戸城を受取りしも、伊藤一刀齋の許に小野喜平治なるもの、弟子入りしたのを、常に油斷すなど教へ火吹竹で火を吹くところをお面と敲き、草臥れて睡つて居るところをお胴と衝き、終に家て

は二六時中安心してねられぬ故。山て草の上に大の字なりに寝て居るところを、茲ぞと思つて又お胴、又火吹きをしてをるところをお面とやつて居るうち、うまく火吹竹で受けて譽められたといふ如きがそれである。

利用法 弱點を利用するのである、小兒の出来の悪いのをば、反つて褒めて導く如きがこれである。

誘念法 始めから三を呉れといふては呉れぬから、一を呉れ、二を呉れとやるが如きである。

放任法 止めよといふては止めぬのを放任して置けば獨りて止めるが如きである。

△樂翁茶室の壁書

一、器物は垢つかざるやうに、日々清むべし。

一、他處の道具の批判せず、持傳へしを手入れすべし。

一、掃除は日々たるべし。

一、さわらざらん蜘蛛のゐなど、取盡すべからず。

一、釜の湯一子杓くまば一子杓半水をさすべし。

一、客に對するも、茶たつるも、法にはなれず、又なづまず、ほどを得るを第一とすべし。

一、惡しきと思ふ道具のよき所を見、よきと思ふうちにあしき所を見るべし。

以上の壁書は茶の湯に就てあるが之を人事百般に應用して、頗る興味あるを覺ゆるてはないか。

△感情の表現

感情の表現を見るに左の七種がある。

一、最初には脈に現れる。

二、呼吸に現はれる。

三、身體の體積に現はれる。得意の時身體ののびのびする如き。

四、體力に現はれる。

五、内臓の色々な機官に變化を及ぼす、食物の味に變化ある如き。

六、身體に色々な變化がある、逃出す、飛出す手舞ひ足踊る等。

七、顔面の表出。

△使ふ人、使はるゝ人

人に使はるゝものの人情としては、どうか眼の有る人に使はれたいといふ願望である、然るに使ふ人の立場からは、どうか眼の放せるものが欲しいと求める此處に一種の行違ひがある、けれども忠實に働くものが使ふ人の眼に止まらぬ筈はなく、適材を適所に配置して信じて任せば何人と雖も獻身的に働くやうになる、眼の問題でなくて意氣の問題である。

○本省諮問案の書籍取扱法

に就いて

豊多摩 勝 岡 廓 善

今回の教務主任協議會に於ける本省の諮問案に在監人看讀書籍取扱方法に關する一項があり、又其協議事項中にも之れに關係せる事項が八項にも登つて居るから、此機會に於て余が平素より抱懷せる私見を述べて見度いと思ふ。

余の述べんとする取扱法は、専ら個人貸與法に

關してであつて、余は之れをカード式取扱法と稱して居るのである。カード式取扱法に關しては熊本監獄に於て之れを行はれて居るやうなことを耳にしたことがあるけれども、その内容を知ることを得ないで今日に至つて居る。

余初めて盛岡監獄に教誨師の職を奉じ、同監に約六ヶ年在職せしが、此間看讀書籍の取扱方法に關しては、實に一方ならず神經を悩まし、在監表の不公平に絶ゆることを知らざる有様であつた。

其結果神谷教務主任と相談し、カード式取扱法を實施するに至つたのである。余がカード式取扱法の考案法を提議した時、主任から熊本監獄の話承はつたやうに思ふ。カード式取扱法を實施してからは、在監者の不平は非常に減少したやうであつた。と云ふのは願つた。書籍は必ず看讀することを得たことで、然かもその選定法が彼等の任意であつたから、自ら好む處によつて自ら借り得たので、何の不足があらう筈もないのである。今から考へると其カードの様式が不完全であつたや

うに思ふのである。然し余が盛岡監獄を去つて既に四ヶ年の星霜を経て來て居るから、漸次改良に改良を加へられて面目を一新して居ることであらう。従つて當時のカードの様式とは、面目を新にして居るものがあらうと思つて居る。カード式取扱法に關しては、別表在監人看讀書籍個人貸與取扱法要領を御覽を願ひ度い。

余は左に現在に於ける看讀書籍に關する缺點を擧げて見度いと思ふ。

一、理想としては彼等の個性に適應して云々であるけれども、現在の看讀書籍は恣うしたことを基調として、決して著述をされて居ないのであるから、單に理想論であつて實際的には何うした所で致方のない立場にある。

二、著述の目的が一の如くであるから、如何なるものを選定購求し、如何なる書籍を如何なるものに看讀せしむべきか、甚だ以つて至難とすべき問題が與へられて居る。

三、書籍購入費の不充分は、二項の制定の上に尙

ほ制定を加へ、在監人員の比例に購入を許されない恨みがある。

右の理由によりて、理想は將來の問題とし現在に於ける状態に於て、在監人を最も満足せしむべき貸與法は、如何なる方法なりやを研究しなければならぬのである。此の要求に應じて生れた一考案がカード式取扱法なのである。一體書物は第一着手に讀むものは自らが最も好めるものでなくてはならぬ。お前之れを讀め——て強いられた書物は、誰れだつて讀む氣にはなれないものである好きだから讀むので、嫌いだから讀まぬのである之れは少くとも率直な讀書の眞理である。氣に染まぬものを見計つて貸與せられて、有り難く思ふ筈はないのである。その親切は親切であつても、割合の悪い親切に終ることが多いのである。だから自然教誨師に對する不平を鳴さなくてもよいのだが鳴すのである、それは教誨師の親切が足らぬのではない。取扱法に應用心理學的基礎を置かないからである。人は自らに對しては寛大にあり得

るが他人に對しては寛大であり得ないのである。

それは如何なる人にも適する心理現象である。各人の個性を基調として著述されて居らない一般の書籍であるならば、彼等任意に選定せしめた方が、萬一のことがあつても、彼れは彼れに對しては寛大であるから甘く納まつて行くのである。それを折角願つたものがないから他のを見計つて貸與するさうして不平を云はれる此那割の悪い取扱法が何處にあらう。又個性云々と能く聞くけれどもまだ個性觀察法の適確な原理が見出されて居ない現在に於ては、科學的見地から眺めても寧ろ滑稽ではなからうかして見れば、矢張り任意に選定せしめた方が、何にした處で最も無難であり適當であり彼等に愉快でありはすまいか。要するに余は現在の状態に於てはカード式取扱法が合理的であり實際的であらうと信ずるのである。

余は現在の状態に缺陷ありと認識してカード式取扱法を考察しその缺陷を補足する積りであるから、カード式取扱法は理想的見地から論議すれば

まだ／＼お話にならないものがあるだらうと思ふ。それは現状が打破されてからの問題として保存をして置かれ度いと思ふのである。

5。 假りにカード式取扱法の便を墨を尋いで見よ。

一、出願したものは必ず看讀せしめ得ること、
従つて出願した書物が這入らぬとか教誨師の
感情が挿入する等の疑念を一切抱かしむるこ
となし。

二、返納と貸與との時間を現在より短縮し得。
三、願箋は悉く有効に使用し得。

四、個人貸與書留簿及び出入臺帳は之れを廢止し得。

五、帳簿上の仕事とならず實物上の仕事となる故に常に實物の整理を爲すことを得。

六、此他種々あるべきも取扱法要領と重複するを以て列記せず。

附錄

一、カード式取扱法に關しては盛岡盛獄神谷教

在監人看讀書籍個人貸與取拔法要領

[illegible]

務主任は現在實際に取扱居るゝを以て不審

の點は右へ照會せらるれば好都合なるべし

二、圖書票裏面に稱呼番號を記入するは何か契
契の資料となるべしとの疑あるも未だその弊
害あるを認めず單に杞憂に過ぎず。

三、書籍購入に關しては平素より廣告に注意し置きて在監人看讀書籍購入豫選簿とても稱すべきものに記載し實物に就きて研究し購入期に近きて之れを謄寫版に刷り各工場に配付し購入志望投票をなさしめ其結果を發表し志望多數の書籍より購入する方法を執り度し。

○看讀書籍購入豫選目錄

著者	書名	種額	頁數	單價	發行
		書所電 氣			

通信

○富山分監落成式
大正九年十一月十四日

午前十時三十分富山分監敷誨堂に於て新築落成式を舉行せり此日稀に見る快晴の天氣にして先づ分監正門には國旗を交又し式場並に來賓休憩室等萬端の設備周到を極む來賓としては大木司法大臣谷田監獄局長酒井秘書官牧野名古屋控訴院長高橋名古屋控訴院檢事長代理杉本檢事東園富山縣知事代理森本內務部長白石第三十一旅團長野村代議士川村歩兵第六十九聯隊長伏見富山地方裁判所長若林檢事正吉原福井地方裁判所長和田檢事正梶原聯隊區司令官富山地方裁判所判檢事福井分監長岡典獄補牧野富山市長上新川郡長及婦負郡長富山高岡兩警察署長各官衙の長官中等學校長及辯護士地方官民の有力者貳百餘人なり定刻振鈴にて式場に參集席定まるや長山分監長開式の挨拶をなし次に大野

典獄式辭を朗讀し工事主任北町看守長は工事報告をなし夫より大木司法大臣の祝辭並に牧野名古屋控訴院長の祝辭演説杉本檢事は高橋名古屋知事の祝辭を森本内務部長は東園富山縣知事の祝辭を各代讀し牧野富山市長伏見富山地方裁判所長若林檢事正深海辯護士會長の祝辭あり後谷田監獄局長の所感に兼ね分監新築の由來並に新築關係者に對する讃辭あり終て長山分監長答辭を述べて式を閉ぢ之れより構内を案内したる後縣會議事堂内の食堂に參集し大野典獄より挨拶をなし大木司法大臣の謝辭ありて開宴午後一時半閉會す。

尙引續き同所に於て免囚保護に關する講演會を開きたるが聴衆約五百名にして若林檢事正開會の挨拶をなし次て司法大臣大木伯爵は『免囚保護に對する所感』監獄局長谷田博士は『犯罪問題に就て』と題して孰れも有益なる講演あり一同大に感動せり終て長山分監長より閉會の辭を述べて午後五時解散せり實に前古未曾有の盛會なりき。

第貳號裏

[illegible]

表 壁 寶 飾

圖 書 票			
著者	書	函籍	第何函所屬
著			
意味 いみ わづかし やすし	種 しゆ 類 るい	假名 か な	電 でん 氣 き
つかず	ページ かす		

— 1 — 號參第

第何函

圖書票函

教務

號五第 號四第

票證可許讀看				票傳額出與貸書圖			
返納		貸與		稱呼		書名	
年	月	年	月	日	日	日	日
工場		監		房		房	
撥富看守證明印							

二、第三號

木	圖	邊
---	---	---

第六號

○德島監獄在監死亡者追悼法會概況

當監にては十一月十四日をトし在監死亡者のため教誨堂に於て追悼法會を舉行す。

時辰午前十時を報するや來賓大濱地方裁判所長田島檢事正其他判檢事一同福留聯隊區司令官山口警察部長等着席ず島田典獄は看守長監獄醫を卒ひて式場に臨み受刑者一同に對し本日在監死亡者のために追悼法會を執行する旨を告示し終るや當日の導師慈船寺住職龍田行圓師は眞宗寺院住職五名を隨へ入堂し迎陀、三敬禮、勸請、御經(繞堂念佛、下高座文、廻向等の讀經作法あり次て島田典獄の追悼文並に福留聯隊區司令官の吊詞朗讀あり引續き島田典獄福留聯隊區司令官大濱地方裁判所長田島檢事正山口警察部長其他職員の焼香をなさしめ夫れより能仁駐在布教使の懇篤熱誠なる教誨ありて茲に式を閉づ當日は來賓も多く近年に稀なる莊嚴の法會なりき。

彙 報

貴族院議員監獄を參觀す

十一月二十六日監獄局長谷田三郎氏及司法大臣秘書官酒井忠正氏と共に左記貴族院議員は巢鴨監獄及豐多摩監獄に出頭し谷田局長より行刑に關する詳細の説明を聴取し仔細に其實狀を觀察し十分の諒解を得て參觀を了せられたる由。

子爵	伊東	祐弘
同	池田	政時
同	坂倉	勝憲
同	今井	伍介
子爵	六郷	政賢
同	八條	隆正
同	丹羽	長德
同	西尾	忠方
同	西村	精一
男爵	細川	立興

るも繁茂せる雜草を利用して巧に逃走を繼續したれば看守は急な本監に報じ同監に於ては各警察署へも應援を求め置き各要所に吏員を派し極力捜査に努めたるが一方兩犯人は晝間は山中に隠れ菓實野菜等にて空腹を凌ぎ夜に乘じて協力して各所の民家に衣類其他を窃取して之を着用し巧に到處の警戒線を突破し遂に逃走現場を距る八里餘の美幌市街に出でそれより津別市街方面に逃走せんと十五日午前九時頃出發せるを獲て警戒中なりし同所駐在所巡査の手に逮捕されたり。

▲松江監獄 在監受刑者放火窃盜住居建造物侵入懲役六年門脇直好(二六)は特設幼年監建築工事の爲米子出張所に移監され同所に於て鍛冶工見習として向打を爲し居たるが十一月五日他の二名と共に就業中午前八時二十分頃に至り恰も建築材料搬入の爲め表出入口(假門)開錠しあるを奇貨とし同所より脱出し逃走せるが約四十五分を経過したる九時に至り此事實を覺知し全力を擧げて追跡捜査に努むると共に一方米子出張所に急報し其應援を求め且同所より附近各警察署に急報し協力手配を爲したる結果同日午後一時三十分同建築場を距る約四里なる境町に於て同地警察署巡査の爲め逮捕されたり。

因に逃走の動機として認むべきものなきも同房者に除外され居たる觀あり之を不快とせる折柄表門開錠しあるより逃走を企て以て自宅に歸らんとしたるもの如く逃走途中一婦人に出會し方向を聞きて同婦人に教へられたると正反對の方向へ逃走せるは追跡者を迷はしむる爲の手段なりしと云ふ。

○受刑者逃走逮捕

網走監獄在監囚強盜殺人無期懲役松本岩松(三二)窃盜住居侵入懲役七年高松長吉(四一)は他囚二十三名と共に十月六日監外畑地に於て大豆收穫に従事し居たるが午前十一時晝食の終りたる後前記松本岩松は戒護看守に對し作業用の鎌を磨がん事を顯出で許されて鎌磨きを装ひて看守の隙を窺ひ逃走を企て同時に高松長吉は食器取集めに従事しつゝ看守の隙に乘じて逃走を企てたるを間もなく戒護看守に於て氣付き直に追跡した

同	戸澤	正己
男爵	藤堂	高成
子爵	大浦	兼一
男爵	神田	乃武
子爵	吉田	清風
同	米倉	昌達
同	野村	益三
男爵	黒川	幹太郎
子爵	數	篤磨
同	柳生	俊久
同	松平	乘長
同	京極	高備
同	土方	雄志

會報

○茶話會

十一月廿日(第三土曜) 午後二時より本會樓上に於て茶話會例会を開催す。本日の講演者は東京帝大助教授箭内互氏にして、氏は『支那人の對外思想について』なる題下に文明史上より中國文明の光輝を述べ、彼等が自國文明を誇るの餘り外國の文化を劣りたる野蕃國と見做す觀念が對外思想の根元にして、夷戎蕃秋の文字がこれを表現するものなりと縷々演ふるところあり。對支問題旺盛なる今日頗興味ある講演なりき。當日出席者は練習生及養成所員の外左の諸氏なり。

伊藤清之助 伊藤 晋 安川 昭齊 松崎 慈恭
香取清太郎 浦水 玄痴 今井 洪 澤田 馨
北澤喜代作 川茂 喬然 双木文四郎 野口誠十郎
富樫 源治 津久井作司 澤田幸太郎 萩原 敬司
阿野 純孝 瀧藤 義三 景山 榮志 關 毅

○贈與金

本會々則第十一條第一項第四號同第五號に據り故名古屋監獄看守齋藤坂四郎氏遺族外卅一名に對し退職贈與金として金七圓以下の全員を贈與し十一月廿四日附夫々元管轄典獄を經由交付したる。同第一號乃至第五號に據り故網走監獄看守武藤源吾氏遺族外廿六名に對し金拾八圓以下の全員を十二月九日附を以て交付せり。

河邊 湛然	和田 岩雄	藤井 藤藏	本良 英龍
柴田 吉藏	尾原 靜葉	高森 源一	藤井 惠照
三村佐一郎	鈴木愛之助	長谷場圭介	大草東三郎
伊藤 祐之	道村由治郎	保坂 善作	小田富士太郎
松田 正壽	齋藤 敬二	柳原初太郎	大曾根吉太郎
川俣 啓次	大久保正次郎	長田 清	横山 豊次
乙坂 佳性	山田 元	徳司源九郎	古矢 嘉助
西部 利恵	志賀野利兵衛	印南金次郎	今井彦太郎
久下 豊	小宅佛二郎	小原綱五郎	雅名 通藏
白井 勇松	寺崎 勝治	坪井 直彦	有馬四郎助
佐々木英夫	辻 敬助	北島 良吉	谷田 三郎

發行所 松華堂

○本書ハ刑事事件ニ必要ナル實際手續ト書式ヲモト一切網羅セリ
○實務家ハ刑訴ノ學理研究ノミニテハ殆ト用ヲ爲サス之
レヲ用紙ノ上ニ具體化シタル個々ノ手續迄モ汎ク通シ居ル
ヲ肝要トス。○本書ハ「告訴狀」「刑ノ執行指揮書」ニ至ル迄
凡ソ今日ノ實務上必要ナル書式百數十種ノ各該當ノ場所ニ
押入シ實務ノ活用上並ニ實物教育上遺憾ナカラシメタル程
周到ノ用意アリ。○故ニ現ニ刑事警察裁判檢察及辯護ノ事
務ニ從事セラルル諸士ノ机上ニ於ケル無二ノ好伴侶タルヲ
失ハス。

○本書ハ刑訴ノ事件講義ナリ
○刑訴ノ如キ手續法ハ乾燥無味
ナリトシテ研究者ハ等シク嫌面シ茲ニ著者ハ學究上ノ改造
ヲ案出シ教壇ニ於ケル講義上ノ新天地ヲ開發セラル。本書
ハ從來ノ學理又ハ逐條講義ニ非ズ全ク斬新獨創ナル事件解
說式ノ講義ナリ。○即チ本書ハ實際ノ七事件之題目トシ之
レヲ實際的ニ面白ク平易ニ解剖シ説明シツツ行ク間ニ刑訴
ノ難カシキ學理及主ナル例ヲ價々二百頁ニテ大要講述シ
盡クセルモノ也。○故ニ刑訴研究ノ一般初學者教育ノ監査
巡查部長、講習ノ刑事諸士ハ本書ノ一讀ニ四ノ肩ノ疲ラサル
中ニ不知不識我刑訴ノ大略ヲ深ク腦裡ニ極印付ケシムルコ
トトナル可シ。

實際的 刑事訴訟法

警察講習所教授 南波法學士 著

●五五錢●定價●
●金十錢●郵金一圓
●地行●
●金十二錢●稅●

改造の基調

四六判二三四頁
定價一圓八十錢
郵送料六錢

本書の内容

- ◎改造の基調 ○改造の意義 ○改造の眞意と自由平等 ○人格改造の基調
- ◎人格の改造 ○人格改造の第一着手 ○なぜ人心が動搖するか ○人格改造の要件 ○信仰
- ◎信仰と生活の改造 ○信仰と生活の趣味 ○懺悔の生活 ○報恩の生活 ○如何にして信
- ◎理解ある生活 ○理解とは何か ○無理解なる家庭生活 ○労働問題も無理解から ○小
- ◎自らはさするものはその事既に惡なり ○反省の出来ない譯 ○反省と人格の
- ◎國民自覺の時機 ○世界の大勢と吾人の責任 ○思想的方面の概観 ○社會的方面の概
- ◎國民自省の着眼點 ○風習と倫理現象 ○諸外國の風習と我國風 ○我社會的風習の特
- ◎外來思想と國民文化の發達 ○我國固有の精神的風習 ○國民自覺の要諦
- ◎支那哲學の影響と國民生活の向上 ○支那哲學の二大思想 ○老莊學の勢力 ○儒
- ◎初傳の佛教と文明の發達 ○當時の社會狀態 ○佛教拜不の議と兩黨の軋轢 ○佛教
- ◎國民の發達と自己の改造 ○喚起の所以と其の教義 ○情疑の思潮に對する儒佛の態度 ○佛教の傳來と社
- ◎人間の生活と欲望 ○不合理なる思想 ○自己に對する無批判と省察 ○信仰と自己の改造

日本法政新誌

第七十卷 第二十號

—(號七十八百第)—

日本大學學生會主催北支那饑饉救濟慈善演劇會ノ盛況

論說

道路ノ一般使用……………内務省社會局長 池田宏
物理的環境ノ氣候及天候……………文學士 佐々木英夫
登記請求權ノ性質……………辯護士 有賀正可
被告人ノ不當ノ行狀ノ意義ニ就テ……………辯護士 谷健次郎

講演

教育勅語ト帝國ノ教育……………文學博士伯爵 林博太郎
義勇奉公……………ドクトル・ガブ・ロハ 川口義久
マスタート・オブ・ア・リ

海外近況

○不安の英國 ○Kamerneff と Daily Herald 紙 ○New York の大爆發 ○歐
米の飛行界……………門外漢

寄書

經濟社會に對する史的考察……………社會科學生 淺野研真
漫錄 ○出版物の大勢 ○軍事運反増加 ○職工移動狀況 ○米國土地所有法制 ○中等教員
雜錄 ○檢定試驗問題 ○第五回秋季學生大會 ○北支那饑饉慈善演劇會 ○北支那饑饉救濟義捐金 ○科外講
學日本大事 ○演會 ○司法科高等試驗筆記試驗及第者 ○日本大學雄辯會の活動 ○日本大學佛教
會 ○青年會近況 ○日本大學東北人會 ○廣島校友支部懇親會 ○鐵道日友會大會 ○維持
會 ○會員推選 ○會員峰間信吉君 ○會員消息 ○會費領收報告

日本大學學

日本法政學會發行

〔定價一冊四錢十錢稅金壹錢五厘〕

發兌 東京市早稲田 光文社 電話番町三五三 (三) 東京五二六〇 (〇)

平和の光

勝友叢書
第七編

——最新刊——

本書は『平和の大詔』に基き教誨又は講演を爲したる要旨を各教誨師に需め一卷に集成したるものにして看讀書籍として適當なるは勿論一般教化用として宣傳の好資料たるべしと信ず

内容上中下三編に分れ改造の新世界に『平和の光』あらしむべく日本文化の發揚と國民の覺悟を促がしたるものなり

菊判二百十二頁 定價金壹圓參拾錢 郵送料六錢

編發行 監獄協會

東京市麹町區西比谷壹番地
振替東京二五〇九 電話新機一三八六

稟告

本會は夙に時代の進展に伴ふべく事業上幾多劃策する所ありしと雖、歐洲戰亂の勃發は本會經費に異常の膨張を來し、爲めに其實現を阻止せられしが、今や戰亂終熄して世界は擧げて改造を絶叫するの氣運を招來し、須臾も舊態の持續を許さず。爰に於てか本會は百難を排し萬障を斥け、時代に順應する諸種の施設を爲さん覺悟を有す。先づ其第一着手として來る新春一月を期し、本會雜誌の内容の充實と完備とに全力を效さんとす、随つて會員諸賢の協力に俟たずんば其實效を擧げ難きは多言を要せざる所なれば諸種の援助は勿論斯界の各方面に沙り揮つて御投稿あらん事を乞ふ。

大正九年十二月

監獄協會

會費ヲ振替貯金ニ拂込マルル
場合ノ注意

口座
番號
東京 貳五〇五九番

加入者
氏名
監獄協會

大正九年十二月二十日發行

(定價金拾貳錢)

發行所 東京市牛込區市谷富久町六拾番地
編輯人 北島良吉
印刷人 東京市四谷區愛住町二番地
印刷所 東京市神田區中銀藥町十七番地
印刷所 東京市麹町區西日比谷町壹番地
發行所 東京市四谷區愛住町二番地
賣捌所 東京市四谷區愛住町二番地
監獄協會

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可(監獄協會雜誌第叁拾叁卷第十二號)(大正九年十二月二十日發行每月一回二十日發行)